

第 3 6 8 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定のうち、記者発表済みの行動履歴の一部を非公開とした決定は、妥当でないので公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 2年 4月 6日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

健康福祉局が所管するもの

- 1 新型コロナウイルス死亡者に関する情報（年齢、行動履歴、居住市町村（名古屋市の場合区まで））

- 2 新型コロナウイルス感染者の行動履歴及び居住市町村（名古屋市の場合区まで）、年齢

- 2 同月17日、実施機関は、請求の対象となる可能性がある行政文書が大量にあり、適切な文書の探索及び特定のために膨大な作業を要する上、それらの文書には内容が重複するものが多数含まれていることを理由に、審査請求人に対して、補正依頼を行った。

- 3 同月27日、審査請求人は、上記 2の補正依頼に対し、請求する行政文書の名称又は内容を「健康福祉局が所管するもののうち、次の事項が記載された「疫学調査リスト」（請求日時点のもの） 1 市内在住の者のうち、新型コロナウイルスにより死亡した者の居住区、年齢及び行動履歴 2 市内在住の新型コロナウイルス感染者の居住区、年齢及び行動履歴」として回答した。

- 4 同年 5月25日、実施機関は、本件公開請求に対して、疫学調査リスト（請求日時点のもの）（以下「本件行政文書」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

- 5 同年 6月 7日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対し

て審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

- 1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由として、疫学調査リストに記載されている新型コロナウイルス感染症患者（以下「患者」という。）の氏名、年代、所在区、症状及び行動履歴等は、公開することにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、非公開とするが、非公開情報のうち、名古屋市公式ウェブサイトで現状閲覧ができる名古屋市記者発表資料中の情報（年代、行動履歴の一部等）については、その限りではないため、公開すると主張している。
- 2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。
 - (1) 実施機関では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 114号。以下「法」という。）第15条第 1項の規定により、本件請求事項をはじめとした患者情報を収集しており、「疫学調査リスト」は、収集した患者情報を一元的に取りまとめる目的で作成されたものである。
 - (2) 法第64条第 1項において準用する法第16条第 1項では保健所を設置する市の長は、感染症の発生の状況及び動向に関する情報をインターネットその他適切な方法により積極的に公表しなければならないとの規定があり、その一方で、同条第 2項において情報の公表にあたっては、不当な差別や偏見が生じないように個人情報の保護に留意することも規定されている。
 - (3) 本市では、法第16条第 1項の規定に従い名古屋市記者発表資料において患者の年代、症状、行動履歴の一部等（以下「公表事項」という。）を掲載し、感染症の発生の状況及び動向に関する情報として公表している。
 - (4) 本件処分において非公開とした情報は、個人の情報であって、特定の個人が識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、当該個人が感染症患者である事実も同時に識別されることを考慮し、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないことは明らかであるから、条例第 7条第 1項 1号に当然該当するものである。

- (5) ただし、公表事項に関しては、既に公にされている情報であることから、条例第 7 条第 1 項にある原則公開の規定に従い、本件処分では公開の決定をしている。
- (6) 次に、審査請求人が主張する公益裁量開示について反論をする。公益裁量開示については条例第 8 条に、非公開情報であっても、公益上特に必要があると認められるときに公開ができる旨の規定がある。この規定の適用は、極めて広い社会的・公共的な利益を保護するという特別の必要が求められる場合に限定される。
- (7) 審査請求人は、患者の行動履歴を公表することにより感染リスクのある場所を早期に探知できるとの主張であるが、患者が利用した場所がただちに新型コロナウイルスの感染のリスクがある場所となり得る科学的根拠は乏しく、条例第 8 条の趣旨には合致しない。反対に患者が利用した場所の公表をした場合、当該場所への市民の誤った認識による風評被害が懸念され、市民の権利利益を不当に害するおそれがある。
- (8) 上記の理由から、審査請求人の主張は本件処分を覆すものではない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 年代、所在区、症状（症状がない方）及び行動履歴等については、個人の特定につながらず、公開しても支障はないので、開示すべきものである。

行動履歴等については、感染リスクのある場所を早期に告知することが感染者の拡大の予防に不可欠であるため、開示すべきものである。行動履歴等については、公益裁量開示が適用されるべきである。

- (2) 実施機関は、積極的に感染者の発生の状況及び動向に関する情報を積極的に公表する必要がある。

実施機関が主張する通り、個人情報保護に留意しなければならないが、それはあくまでも個人情報である場合である。すなわち、個人が特定でき

る場合でなければ個人情報ということはできないので、開示しなければならない。そうすると、本件は、区の情報等、個人情報とは言い難いものを非公開にしているというほかない。

(3) 公表事項に関しては、公開すべきは当然であるが、時間の経過によって、特定の情報に対して公表事項であるか否かの基準が変化していること自体が不適切であり、公表事項としたものと同種の情報については一貫して他の事案においても公表事項とすべきものと考えられる。

(4) 公益裁量開示に関しては、極めて広い社会的・公共的な利益を保護するという特別の必要が求められる場合に限定されるというが、条項の趣旨としては、そのような考え方ではないものとする。例えばコロナの問題は、時として生死に関わるような性質の情報である。情報を公開しないことで、ある一人に感染していたものの気づくのに遅れ、死亡するというような場合において、当該個人は生命という利益を失っている。その場合、失われたのは一人の生命であり、極めて広い社会的・公共的な利益を保護することとは、無関係である。しかし、一人の生命であっても、それを保護するために必要な情報の開示であれば、やはり公益裁量開示は、必要であるとする。

(5) 患者の利用した場所がすべて直ちに新型コロナウイルスの感染のリスクが高い場所となるとまでは思わない。もっとも、患者の利用した場所の管理状況等によって、当該リスクがある可能性がある。逆に、リスク評価に関しては、低いか、あるいは高いかを示すことは可能であるが、リスクがゼロになるということは科学的に考えにくい。そうすると、リスク評価情報とあわせて公開すれば、風評被害を生じるとは言えない。逆に市として公開しないことで、特定の施設における感染のリスクに関する情報が、市を介さないで噂などを經由して伝搬するおそれがあり、それこそが、風評被害の原因にもなりうるものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書に記載された患者の年代、居住区、症状及び行動履歴等（以下「本件各情報」という。）が、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 当審査会が調査したところ、本件について次の事実が認められる。

(1) 本件行政文書について

ア 本件行政文書は、「新型コロナウイルスに対する積極的疫学調査実施要領」にて定められた「新型コロナウイルス感染症 基本情報・臨床情報調査票」における患者情報のうち、患者の年代・居住地・症状及び行動履歴等を一元的に取りまとめたものである。

イ 本市においては、エクセル表の中で各患者の行動履歴等を各一行の中にまとめており、感染源の予測・患者同士の接触による今後の感染拡大の予測を俯瞰的に行うことを可能としている。また、クラスターとなりうる施設に対する感染対策指導、陽性者の濃厚接触者への検査を行う等、感染を封じ込める一助として活用している。

(2) 記者発表資料について

患者の年代、性別、新型コロナウイルス陽性の判定が出るまでの一部の行動・症状等について公表している。死亡した者についても年代、性別、経過等が公表されているが、遺族の意向により、非公表としているものもある。

4 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、「個人の意識、信条、身体的特徴、健康状態、職業、経歴、成績、家庭状況、所得、財産、社会活動等に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある

るもの」を非公開とすることと定めるものである。

(2) 本件各情報について

ア 当審査会において、本件公開請求当時の患者に係る新聞記事を確認したところ、日本各地において患者に対する嫌がらせや誹謗中傷等の被害が発生している事実が認められた。したがって、新型コロナウイルス感染症に係る個人情報については、特に慎重な判断が必要となる。

イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、本件各情報は患者一人ひとりに紐づいて記載されていることが認められた。本件各情報を個別に見ると、中には特定の個人を識別することができるとは認められないような情報もあるが、本件行政文書の性質からすると、本件各情報は新型コロナウイルス感染症に感染していることが同時に識別されるものであり、上記アの情勢に鑑みれば、患者に対して誹謗中傷等が行われることは否定できない。したがって、本件各情報は、患者一人ひとりに紐づく一体の情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

ウ ただし、非公開としている行動履歴の一部については、令和 2年 3月 28日付け及び31日付け記者発表資料において公表されており、既に公知の情報であると認められる。

エ したがって、本件各情報のうち、記者発表済みの行動履歴の一部については、条例第 7条第 1項第 1号に該当するとは認められないが、その他の部分については、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

(3) なお、審査請求人は、行動履歴等については、公益裁量開示が適用されるべきであると主張しているので、条例第 8条の適用について、以下検討する。

ア 本条は、公開請求に係る行政文書に非公開情報が記録されていても、非公開情報の規定により保護される利益に優越する公益上の理由があると認められる場合には、実施機関の高度の行政的判断により公開することができることを定めたものである。

イ また、本条の規定は、人の生命、身体及び健康などを保護するために

公にすることの必要性との比較衡量を行った上でなお非公開とする必要性が認められる情報について、公益上特に必要があると認められる場合は当該非公開情報を公開することができるというものである。

ウ この点、審査請求人が主張するとおり、行動履歴等を公開することで、感染リスクのある場所がわかり、感染拡大の防止に資する利益があることは否定できない。

エ しかし、患者の行動履歴等を公開することで、上記 4 (2) アのとおり、患者への誹謗中傷等が行われるおそれがある。また、実施機関における本件行政文書の活用方法は、上記 3 (1) イのとおりであるが、行動履歴等を公開することで、患者が実施機関の行う調査への協力を拒むことも想定され、結果的に濃厚接触者の特定が困難になるおそれがあり、適切な調査やその後の感染防止対策の実施に支障が生じるおそれがあると言える。

したがって、患者の行動履歴等を非公開とすることで、患者への誹謗中傷等の不利益の発生を防ぐことができるとともに、実施機関の調査や感染防止対策の適切な遂行に資するという利益が認められる。

オ そのため、患者の行動履歴等を公開することの公益性は一定程度あるものの、非公開とすることにより保護される利益を優越する公益性があるとまでは認められず、実施機関が、公益上特に必要があるとは言えないとして、条例第 8 条の適用をしなかったことについて、不合理とは言えない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2 年 7 月 27 日	諮問書の受理
8 月 31 日	弁明書の受理
9 月 14 日	反論意見書の受理

令和 4年 6月 3日 (第50回第 2小委員会)	調査審議
8月 5日 (第52回第 2小委員会)	調査審議
9月 1日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充